

「**恵庭市防犯と交通安全の推進による 安全で安心なまちづくり条例**」 が制定されました

◆ 条例の目的・基本理念 ◆

- 地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図り、市民が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会を実現する。
- 安全で安心して暮らすことができる地域社会を築くために、市民、地域活動団体、事業者等及び市がそれぞれの役割を果たしながら協働して、一体となって推進する。

◆ それぞれの役割 ◆ ～安全で安心なまちづくりを推進するために～

【市民】

- ★規範意識を高める
- ★市の施策に参加・協力
- ★交通法規の遵守

【地域活動団体】

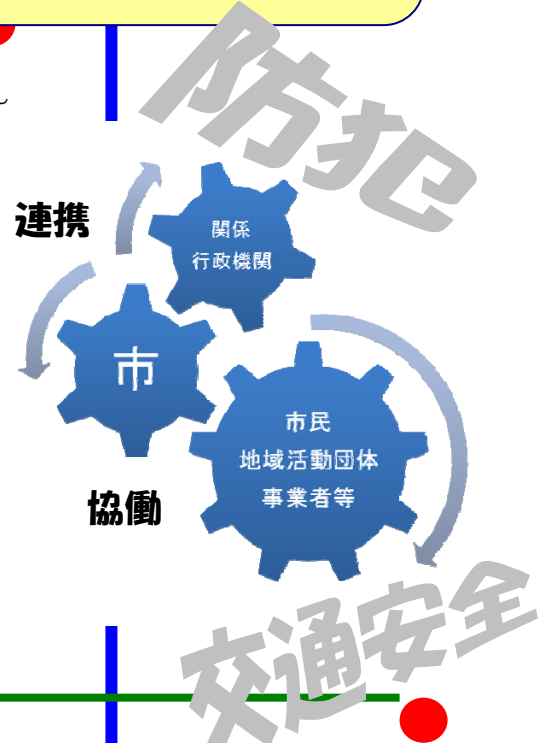
- ★地域の安全に関する積極的な取り組み
- ★市の施策に参加・協力

【事業者等】

- ★安全確保に努める
- ★市の施策に参加・協力
- ★車両の点検・安全運転

【市】

- ★施策の策定・実施
- ★関係行政機関と連携
- ★自主的な活動への支援



◆ 推進体制の整備 ◆

- 推進会議の設置 … 「安全で安心なまちづくり」を効果的に推進し、必要な体制を整備する。
- 推進計画の策定 … 推進会議と連携して「推進計画」を策定し、協働して施策を実施する。

◆ 基本的施策 ◆

- 情報の収集及び提供 … 必要な情報を収集し、市民等への広報活動及び啓発活動を実施する。
- 児童等、高齢者及び障害者の安全の確保 … 市民等と協働して、安全の確保に努める。
- 消費者被害の防止 … 被害の防止に向けた啓発活動を実施し、相談体制の充実に努める。
- 犯罪被害者等への支援 … 犯罪被害者等からの相談に応じ、必要な支援に努める。
- 生活環境の整備 … 犯罪・交通事故を防止するため、防犯・交通安全施設の整備に努める。
- 安全教育の充実 … 犯罪・交通事故に遭わないよう、防犯・交通安全教育の充実に努める。